

別記様式第6号

足利市入札適正化委員会議事概要（平成19年度 第2回）

開催日及び場所	平成19年 7月24日（火） 午後2時30分～4時00分 足利市役所 特別会議室	
委員	岩崎 勝 委員長 菊地 義治 委員 小林 康昭 委員 原田 いづみ 委員	
審議対象期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
抽出案件	総件数 件	（備考） 新たな委員での初めての委員会開催につき、抽出案件の審議はない。
一般競争入札	件	
公募型指名競争入札	件	
指名競争入札	件	
随意契約	件	
<p>会議の概要</p> <p>(1) 委員長の選出について 委員の互選により岩崎委員を委員長に選出</p> <p>(2) 委員長職務代理者の指名について 委員長が菊地委員を指名</p> <p>(3) 抽出事務当番委員の選出について 審議の対象となる事案の抽出は、当番委員に委任することとなり、名簿の五十音順で、次回は岩崎委員が担当することとした。また、抽出案件は4件とすることとした。</p> <p>(4) 足利市の入札契約制度の概要について 事務局が説明を行った。</p> <p>(5) その他 次回の委員会は11月9日（金）に開催することとした。</p>		

◇発言の要旨

(1) 足利市の入札契約制度の概要について

(事務局説明)

●委員

上下水道部庶務課で随意契約が多いが、どのような内容か。

○事務局

下水道工事に伴う水道管の移設工事である。18年度までは500万円以下を随意契約としていたが、19年度から130万円以下に改めた。

●委員

失格価格未満の金額で応札し、失格となった例はあるのか。

○事務局

19年度は2件あった。

●委員

足利市外に本店があり、市内に営業所がある業者を準市内業者と認定する場合の市内での施工実績は、足利市発注の工事だけを対象とするのか。

○事務局

足利市内で施工した工事ならば、発注者は問わない。

●委員

事後審査型条件付き一般競争入札で、開札して応札額の順位が決まった後の入札参加者の審査はどのような方法で行うのか。

○事務局

一番金額の低い入札参加者から関係書類を提出してもらい、参加資格を満たしていれば落札者となる。他の入札参加者の審査は行わない。

●委員

指名業者はどのように選考するのか。

○事務局

1千万円以上2千万円未満のものについては建設工事請負人等選考委員会で選考し、1千万円未満のものについては、入札事務を所管する理財部長又は上下水道部長が選考する。2千万円以上のものについては、基本的に条件付き一般競争入札で実施している。

●委員

J V (建設工事共同企業体) の組合せは、どのように決定されるのか。

○事務局

市が入札ごとに定める参加条件を満たしていれば、どの業者とJ Vを組むかは業者の自由である。

●委員

J Vは特定建設工事共同企業体だけか。

○事務局

特定建設工事共同企業体だけである。

●委員

失格価格を下回った業者にその旨を知らせているか。

○事務局

指名競争入札は入札会場で行っているなので、その場で宣言する。条件付き一般競争入札の場合は、落札者と落札金額をホームページに掲載し公表している。

●委員

失格価格をなぜ公表しないのか。

○事務局

公表している自治体の例では、数社の応札額が失格価格と同額となり、くじ引きにより落札者を決定するという例が多く見受けられる。現段階では非公表だが、失格価格の設定方法等も含め、検討課題と認識している。